



柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

奨励金

製造に使用される機械・装置の導入に対して奨励金を交付します

☞ 1,000万円を超える設備を取得する場合

(固定資産税の不均一課税・課税免除との併用はできません)

対象地域	柏崎市内全域
対象業種	製造業
対象設備	製造に使用される機械・装置 ※リース設備も対象です。
取得価額	1,000万円超
内 容	機械・装置の 取得価額の2%相当額 を奨励金として交付

☞ 工場地域や工業団地に工場を新設または移設する場合

対象地域	臨海工業団地、剣工業団地、柏崎フロンティアパーク、機械金属工業団地、田尻工業団地、藤井工業団地、北斗町・松波・宝町・扇町・三和町の一部
対象業種	製造業
要 件	①企業振興条例第3条に基づく不均一課税の適用を受けていること ②対象地域に新たに土地を取得または賃借し、製造の用に供する工場等を新設・移設すること
取得価額	2,700万円超
対象範囲	・建物とその付属設備 (工場用の建物とその付属設備) ・償却資産 (構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具、器具・備品)
対象設備	・土地(取得の日から起算して1年以内に建物の建設に着手したものに限り) ・建物 ・償却資産のうち機械・装置
内 容	企業振興条例に基づく不均一課税により課される固定資産税額を上限に、2か年度にわたり奨励金を交付します。

☞ 特認奨励企業の指定を受けた場合

特認奨励企業の指定を受けた日の翌日から5年以内に取得した土地、建物、機械・装置の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

申請をお考えの際は、柏崎市ものづくり振興課までご連絡ください。

※対象要件等の詳細は裏面をご確認ください。

お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】

柏崎市ものづくり振興課(市役所3階)

TEL 0257-21-2326

MAIL monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

【固定資産税に関すること】

柏崎市税務課家屋係(市役所2階)

TEL 0257-21-2256



柏崎市HP

 1,000万円を超える設備を取得する場合

業 種	取得価額		対象設備
	合計	対象範囲	
製造業	1,000万円超	償却資産のうち機械・装置 (★1)	償却資産のうち機械・装置 (★1)

申請書類	★…柏崎市ホームページからダウンロードできます。
・奨励金交付申請書（第3号様式） …★ ・減価償却資産の明細（第3号様式の別紙1） …★ ・法人登記事項証明書（※取得から<u>3か月以内</u>のものを提出してください。） ・定款（※<u>原本証明</u>をしてください） ・リース物件の場合は、支払いを証する書類（請求書、領収書の写し） ・配置図（申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。） ・振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し、インターネットバンキングの場合は口座情報が分かるWebページの写し ・市税納税証明書（完納証明書）	

申請期間
固定資産を取得した年の翌年4月1日から5月31日まで

(★1) リース品を含み、その取得価額は物件代金（購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。）とします。

 工場地域や工業団地に工場を新設または移設する場合

業種	取得価額		対象設備
	合計	対象範囲	
製造業	2,700万円超	・建物とその付属設備(☆1) ・償却資産 (構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具、器具・備品)	・土地(☆2) ・建物(☆1) ・償却資産のうち機械・装置

(☆1) 工場用の建物とその付属設備が対象です。
 (☆2) 取得の日から起算して1年以内に建物の建設に着手したものに限りです。

申請書類	★…柏崎市ホームページからダウンロードできます。
・奨励金交付申請書（第3号様式） …★ ・減価償却資産の明細（第3号様式の別紙1） …★ ・固定資産税不均一課税決定通知書（写し） ・法人登記事項証明書（※取得から<u>3か月以内</u>のものを提出してください。） ・定款（原本証明をしてください。） ・振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し、インターネットバンキングの場合は口座情報が分かるWebページの写し ・市税納税証明書（完納証明書）	

申請期間
不均一課税の適用を受けた年の翌年4月1日から5月31日まで 固定資産税相当額が奨励金として交付される2・3年目の2年間